

平成十八年政令第二百四十一号

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（以下「この政令」といふ。）

内閣は、意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（関連意匠の意匠権に関する経過措置）

第一条 意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の意匠法（昭和三十四年法律第二百二十九号。以下「新意匠法」という。）第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠（同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。）の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき」又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前

第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条 新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前

第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

（特例小売商標登録出願に関する経過措置）

第四条 改正法附則第七条第一項に規定する特例小売商標登録出願であつて、商標法第八条第二項又は第五項（改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により商標登録を受けることができる者（以下「優先商標登録出願人」という。）

によるものに係る商標が、当該商標登録出願の

日以前にされた商標登録出願（優先商標登録出

願人以外の者による特例小売商標登録出願人

以後にされたものに限る。）に係る他人の商標

又はこれに類似する商標であつて、その商標に

係る指定商品又は指定役務（小売等役務を除

く。）に類似する小売等役務について使用をす

るものであるときは、その優先商標登録出願人

による特例小売商標登録出願については、商標

法第八条第三項の規定は、適用しない。

ただし、優先商標登録出願人以外の者による特例小

売商標登録出願について査定又は審決をする前

に、優先商標登録出願人による特例小売商標登

録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却

下されたとき、又はその特例小売商標登録出願

について査定若しくは審決が確定したときは、

この限りでない。

（特例小売商標登録出願に関する経過措置）

第五条 改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第三項第五号の規定の適用については、同号中「第五十二条の二第一項」とあるのは、「第五十二条の二第一項

（特例小売商標登録出願に関する経過措置）

第六条 改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第一条第一項第二号、第一条の二第三号及び第七条第五号の規定の適用については、これらの規定中「第五十二条の二第一項」とあるのは、「第五十二条の二第一項（意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第八条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

（特例小売商標登録出願に関する経過措置）

第七条 改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（附則）

この政令は、改正法の施行の日（平成十九年

四月一日）から施行する。

（附則）

この政令は、改正法の施行の日（平成十九年

四月一日）から施行する。